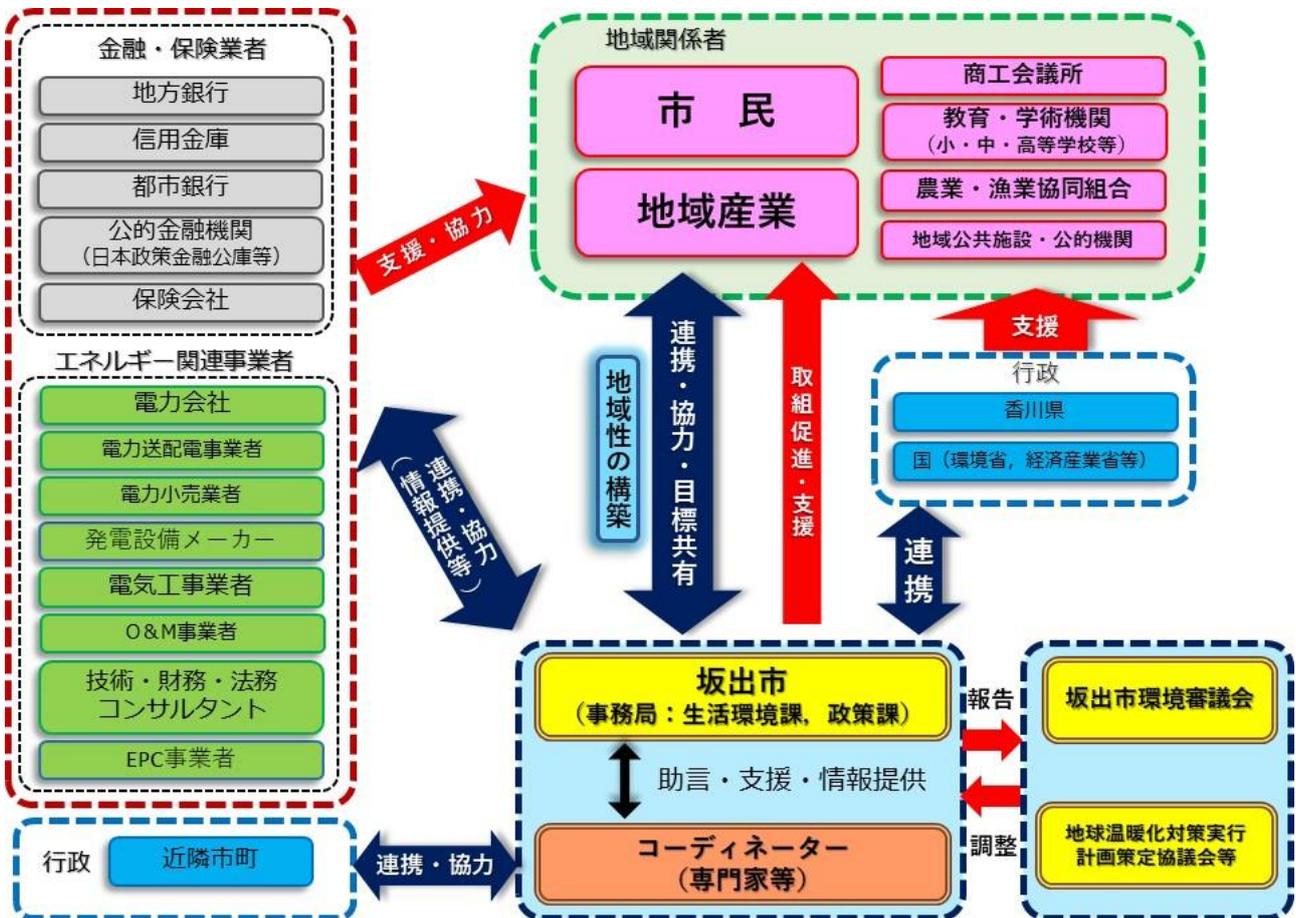


第7章 再生可能エネルギー導入の推進体制

1. 推進体制の整備

「坂出市環境基本計画」では、庁内体制と環境審議会で推進体制を整備しています。また、市民・事業者との連携・協力体制を整備し、市民・事業者との意見交換の場づくりや環境保全に係る支援体制の強化、環境保全に関する各種情報の整備を図り、市のホームページや広報紙などに情報を提供しています。

また、本計画の再生可能エネルギーの導入を促進していくためには多様な主体の参画およびそれらをコーディネートする人材が必要となります。そのため、下図に示す体制を構築し、施策・取組を推進していくこととします。



計画の推進体制

(1) 坂出市

生活環境課および政策課が事務局となり、本計画全体の進行管理を行います。

庁内の推進体制については、全庁が一体となった推進体制を検討します。

また、外部推進体制として、「テーマ」に応じて地域の多様な主体が参画する場をセットするとともに、専門家、国や県等の関係行政機関、エネルギー事業者等と連携協力し、地域における脱炭素の取組の検討および効果的な推進を図ります。

(2) 市民・事業者・各種団体

地域のあらゆる主体（市民・事業者・各種団体）の参画のもと、地域の脱炭素を図るうえで必要な取組について協議し、市と連携協力しながら、具体的な取組を実行します。

(3) エネルギー事業者

施策や取組の検討に際し、専門的な見地から情報提供・助言を行うとともに、取組の実施に際し必要な助言・支援を行います。

(4) 国・香川県・近隣自治体

国や県は、市の施策における連携や必要な資金支援、助言を行います。また、広域的な視点で検討が必要な課題や取組については、近隣自治体と連携協力をします。

(5) 専門家（コーディネーター）

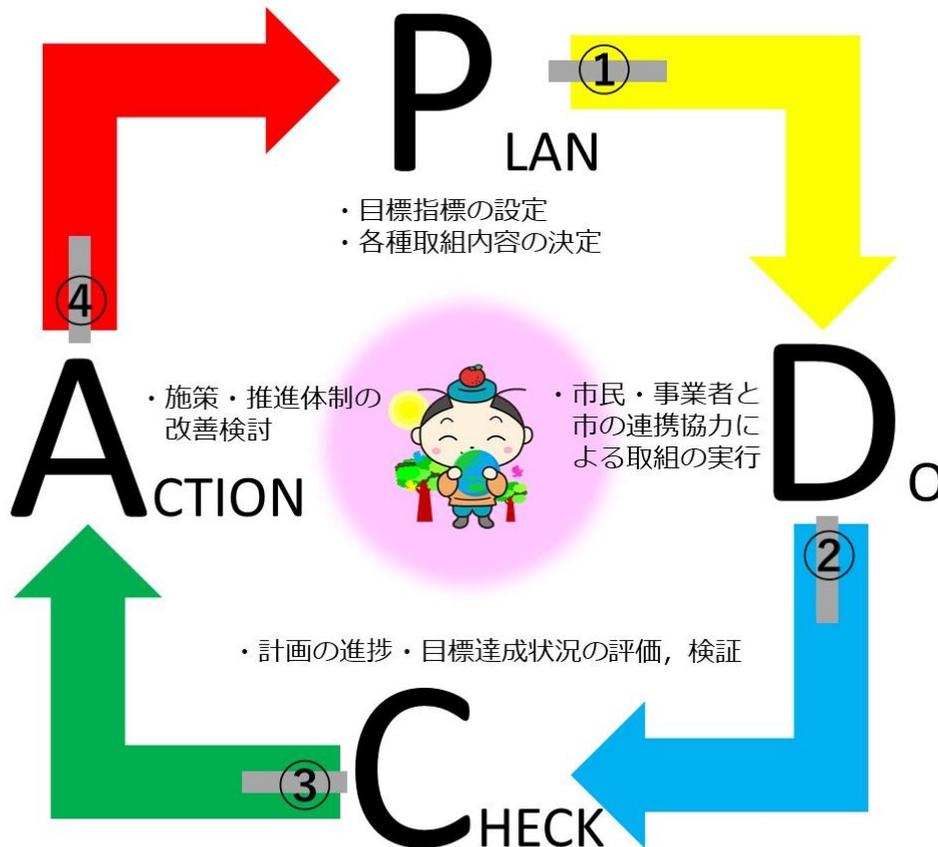
脱炭素に関する取組は、関連する分野や主体が多岐にわたることから、それぞれの立場の意見を聴きながら、専門家等により施策の調整を行います。

(6) 坂出市環境審議会

環境基本計画の各種施策ならびに環境に関わる事業の専門的事項の検討、総合的な調整などを目的に庁内組織である「坂出市環境審議会」において、必要に応じ、本計画の内容等について意見交換を行います。

2. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するためには、適切な進行管理が必要となります。環境基本計画では、環境マネジメントシステムで採用されている『PDCAサイクル』(Plan→Do→Check→Action) の考え方に基づいて、計画の目標の達成状況や施策の実施状況を定期的に点検・評価し、進行管理を推進していきます。



(1) 進行管理体制

計画の進行管理は、「事務局」が中心となり進めていきます。

事務局は、庁内関係各部署へ、定量目標を設定した項目に対しての達成状況の確認を行い、また定量目標以外の施策の実施状況や課題の整理及び点検等をまとめ、定量目標に対する評価や施策の実施状況、課題についての検討を行い、必要に応じて推進会議に報告します。

推進会議は、報告があった場合、各種施策ならびに環境にかかわる事業の専門的事項の検討、総合的な調整を行った上で、環境審議会等へ報告します。

(2) 点検・評価の方法

事務局は、定量目標の達成状況や各種施策の進捗状況等の結果について、市のホームページや広報紙を通じて市民や事業者に対して広く公表を行っていきます。

(3) 計画の見直し

本計画は2030（令和12）年度を目標とした計画となりますが、2023（令和5）年度に策定する「（仮称）坂出市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」へ本計画内容を反映し、進行管理や見直し等を進めていきます。